

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

4. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次4. コラムを抜粋しております。

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No. 173

◆ 最近の取引調査に基づく勧告について ◆

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、取引調査の

結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 11. 22 クロス・マーケティンググループ株式外 1 銘柄に係る相場操縦

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161122-1.htm)

【事案の概要】

本件は、インターネットで株取引を行っていた個人投資家が、（株）クロス・マーケティンググループ株式及び（株）スペースシャワーネットワーク株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、上記 2 銘柄の買付けの委託を行う（いわゆる買い見せ玉）とともに、上記 2 銘柄の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、上記 2 銘柄につき 7 取引日において、合計約 417 万円の売買差益を得たという事案です。

【事案の特色等】

本年 9 月 27 日勧告のテクノホライゾン・ホールディングス株式外 2 銘柄に係る相場操縦事案と同様に、本件も見せ玉等を用いた個人投資家による相場操縦事案です。本件課徴金納付命令対象者（以下「対象者」といいます。）は、いずれも信用取引で、安値で買い建てた後、直前の約定値より高指値の買い注文を発注したり、重層的な買い見せ玉を用いたりして、株価を人為的に引き上げたところで売り返済を行って、利益を確定しています。対象者は、見せ玉などの取引手法について、本件取引以前から受託証券会社の注意を受けておりますが、対象者は自身の取引手法はそれほど悪質なものであると勝手に解釈し、同じような取引を続けました。そして、最終的に新規取引を停止されると、今度は別の証券会社に口座を開設するといった同様の取引手法を繰り返しており、悪質性が高いものと考えています。

また、本件においては、一般的な短時間で行われる見せ玉とは異なる取引形態が認められたほか、証券会社からの注意を逃れるための細工をしていましたが、このような一般的ではない形態の取引についても、関係各方面との意見交換を通じ、周知を図るとともに厳正に対処してまいります。

証券監視委は、これまでに相場操縦規制違反について多数の告発・勧告を行ってきたところですが、相場操縦規制違反は後を絶たない状況にあり、その要因・背景としては以下のようなものが考えられます。

・ インターネット取引の普及及び発注システムの進歩等により、個人投資家であっても、迅速かつ大量の発注・取消が可能となっているため、見せ玉等

の手法を用いて人為的に相場を変動させれば、容易に売買差益を稼げる、又は損失回避を図ることができるとの誘惑

・市場では膨大な取引が行われているため、個人が行う小規模の相場操縦行為までは市場監視の目も届かないだろうとの誤解

相場操縦行為は証券市場の公正性・健全性を損なうものであり、証券監視委は、証券市場に対する投資家の信頼を確保するため、厳正な調査を実施しており、調査の結果、法令違反が認められた場合には、課徴金勧告や刑事告発を行っています。

本件が広く周知されることにより、相場操縦の抑止効果が発揮されることを期待しています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>